

# 04 事業所の指定、定員増について



事業所の指定、定員の変更は毎月1日付で行います。  
令和6年度より新規開設及び定員増の申請の流れは  
すべてのサービス共通とします。

相談は随時受付していますので、開設希望のある方は、  
市担当者まで電話連絡をお願いします。  
連絡先：指導グループ ☎457-2860

具体的な申請の流れは次のとおりです。

## 1 新規開設等事前相談票の提出

新規開設等事前相談票を作成し、メールにて提出。  
件名を「**新規開設相談（希望サービス種別）法人名**」  
または「**定員増相談【事業所名】（希望サービス種別）**」  
としてください。

（例：「**新規開設相談（放課後等デイサービス）〇〇法人**」  
「**定員増相談「通所事業所◇◇（生活介護）」**」

提出期限：指定希望日または定員変更の**3か月前まで**  
（例：4月1日指定希望の場合、12月31日まで）

## **2 新規開設等事前相談票の確認**

**市担当者が事前相談票の内容等に基づき、内容の確認するために連絡をします。確認の結果、窓口での事前確認が必要と判断した場合は、3へ進みます。**

**※事前確認が不要な場合は、4へ進みます。**

## **3 事前確認**

- (1) 法人職員（統括職員への面談）の面談  
指定基準（人員基準、運営に関する基準、報酬等）について確認します。**
- (2) 管理者、サビ管、児発管の面談  
各職種の責務等について確認します。**

## 4 申請書類の作成

**関係部署との調整を終え、不備・不足がない状態の申請書類一式を提出**

**※不備がある場合、希望日に指定または定員増の変更ができません。また、申請が集中する場合がありますので、提出期限に余裕を持って書類の準備をお願いします。**

**提出期限：開設または定員変更希望日の前々月末まで  
(例 4月1日希望の場合は、2月末までに提出)**

## 5 事業所の指定

- ・申請書類に不備がない場合、指定希望日の前月末に、審査結果通知書を事業所宛に郵送します。
- ※指定までに提出内容に変更が生じた場合は、必ずご連絡ください。指定内容と実態が異なる場合には指定できなくなる場合があります。

## 6 事業所の訪問

- ・開設後、概ね3か月以内に事業所を訪問し、運営状況を確認します。
- ※状況により実施しないこともあります。